

間瀬 辰男 様  
小嶋 哲雄 様

この度は、ご意見をお寄せいただきありがとうございました。ご意見をいただきました件について、次のとおりお答えいたします。

今回の特定調停は、150 周年協会の申立を受けて、特定調停法に基づき、横浜地方裁判所の調停委員会のもとで行われているものです。本市の特定調停への参加は、民事調停法第 11 条第 2 項に基づく、「強制参加」であり、これは、調停委員会が総合的に判断して職権で行われ、強制参加を命ずる処分は自由裁量行為であり、これに対して不服の申立はできません。

調停委員会は、市を利害関係人とした理由として、「市は事業を発意し、150 周年記念事業の総括的立場で協会を支援してきた経緯があり、社会的・道義的責任があるとも考えられる。」としています。

今回、司法の場を通して、問題の順次解決を図るべきとする趣旨で出された調停条項案を受けて、この問題を、段階的に解決できるところから解決していくことが、本市として社会的・道義的責任を果たすことであるとともに、公益にもかなうと考え、調停条項案に合意することを決断し、市会におはかりしているものです。

また、懲戒処分とは、任命権者が職員の一定の義務違反に対し、道義的責任を問う処分であり、それによって、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的とするものです。

本件については、調停委員会の案を踏まえ、本市の政策的判断として、組織的な意思決定を経て行っているものであり、個々の職員について道義的責任を問うべきものではなく、懲戒処分に該当しないものと考えます。

平成 22 年 12 月 15 日

横浜市 A P E C ・ 創造都市事業本部創造都市推進部創造都市推進課担当課長 川合 亙  
(電話：045-671-3425 FAX：045-663-1928)

総務局人材組織部人事組織課長 高倉 徹

(電話：045-671-2055 FAX：045-662-7712)  
(市政ダイレクト広聴 第 22-900007 号)